府立丹後海と星の見える丘公園エネルギー自立避難拠点施設緊急整備事業
公募型プロポーザル募集要領

第１　事業概要

１　事業の名称

府立丹後海と星の見える丘公園エネルギー自立避難拠点施設緊急整備事業

２　事業の概要

本事業は、環境省による「平成25年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー等導入推進基金)」を活用し、府立丹後海と星の見える丘公園に太陽光発電設備と蓄電池を設置し、設計及び設置に伴う全ての付帯工事を含めその整備を行うものです。

３　事業の目的

本事業は、災害時に府立丹後海と星の見える丘公園において、停電時等に必要な電力が確保できるよう、太陽光発電設備と蓄電池を緊急的に整備することにより、環境負荷の低減を図りつつ、自立的な防災拠点機能を強化することを目指します。

４　事業の範囲

府立丹後海と星の見える丘公園に太陽光発電設備と蓄電池を設置するための設計（官公署への手続きを含む）及び工事とします。

なお、本府が求める条件の詳細は、「府立丹後海と星の見える丘公園エネルギー自立避難拠点施設緊急整備事業に係る要求水準書」を参照してください。

⑴　設計業務

- ・対象施設の現状調査業務
- ・太陽光発電設備及び蓄電池の設置に係る設計業務
- ・その他、付随する業務

⑵　工事

- ・太陽光発電設備等の設置工事
- ・その他、関連する工事

５　事業期間

契約締結日又はその翌日～平成28年３月18日（完了検査等を含む）

６　事業費の上限金額

３０，７８０，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、上記金額を超える提案をされた事業者は失格となります。

７　関係法令の遵守

事業者は、本事業を行うにあたって必要とされる関係法令を遵守しなければなりません。

８　担当部局

本募集に係る事務局は、次のとおりとします。

担当窓口：京都府環境部環境総務課

住　　所：京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

ＴＥＬ：０７５－４１４－４７０４

ＦＡＸ：０７５－４１４－４７０５

E-mail：kankyo@pref. kyoto. lg. jp

第２　事業者の募集

１　公募型プロポーザル方式について

本事業は府立丹後海と星の見える丘公園を対象として、災害時に必要最低限の一定の自立電源を確保するとともに、再生可能エネルギーの利用により平常時の環境負荷の低減を図ることを目的としております。

したがって、上記の目的を満たす太陽光発電設備等の整備及び指定の契約期間・金額内で確実に事業の実施が可能な事業計画に関する提案を広く募集し、最も高い受託能力を有する事業者を総合的に評価し選定するものです。

２　事業スケジュール

(1) 募集要領等の配布　平成27年７月10日（金）
(2) 説明会　平成27年７月21日（火）
(3) 資料提供期間　平成27年７月23日（木）
(4) 質問受付締切　平成27年７月24日（金）
(5) 質問回答公表日　平成27年７月27日（月）
(6) 技術提案書等受付締切　平成27年７月29日（水）
(7) 一次審査　平成27年７月30日（木）
(8) 一次審査結果通知　平成27年７月31日（金）
(9) 二次審査　平成27年８月５日（水）
(10) 二次審査結果通知　平成27年８月６日（木）
(11) 契約締結　平成27年８月13日（木）
(12) 事業完了期日　平成27年３月18日（金）

３　参加資格要件

本プロポーザル募集に応募する事業者（以下「応募事業者」という。）は、業務を適切に実施できる技術、実績、信用等を備えた企業でなければなりません。よって応募事業者は下記の条件を満たすことが必要です。

(1) 参加できない者

次の①～④のいずれかに該当する者は参加できません。

①「府立丹後海と星の見える丘公園エネルギー自立避難拠点施設緊急整備事業の委託事業者選定に係る意見聴取会議（以下、「意見聴取会議」という。）」の委員

及び委員自らが主宰し、又は役員もしくは顧問として関係する法人その他組織及び当該組織に所属する者。

②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当していること。

③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていないもの、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては、再生計画の認可がなされていないものであること。

④参加表明書の提出期間の最終日から二次審査結果通知までの期間において、府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていること。

⑤参加表明書を提出するときに府税、消費税又は地方消費税を滞納していること。

⑥参加表明書を提出するときに府が発注した建設工事に関係する債務を滞納していること。

(2) 参加するための資格要件

次の①～③の条件を満たすことが必要です。

①建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による電気工事業に係る建設業の許可を受けており、京都府内に主たる営業所を有すること。

②「電気工事」に係る平成27年度京都府建設工事競争入札参加資格を有すること。

③元請負として国又は地方公共団体の太陽光発電設備（10kw 以上）の導入に関する事業参画の実績を有すること（施工の実績があること）。

4　関係資料の提供

本府は応募事業者に対して、関係資料の提供を下記の方法により行います。

(1) 提供資料

設計・積算に必要な図面等

(2) 提供方法

電子データでの提供となりますので、事前に電話で会社名、来庁日・時間、来庁者名、連絡先を連絡紙、資料提供申込書【様式１】と記録媒体（CD-R）を持参してください。記録媒体の提出後３日以内に、上記資料を複写の上提供いたします。

5　現地調査

応募事業者に対し、対象施設の事前現地調査期間を設定します。なお、本プロポーザル募集では、現地調査は提案応募の必須条件ではありません。

(1) 現地調査の実施場所、実施期間

実施場所　府立丹後海と星の見える丘公園
　　　　　宮津市里波見地内

実施期間　平成27年７月13日（月）～平成27年７月15日（水）

(2) 現地調査の留意事項

①現地調査を行う場合は、その日時を本公園へ御連絡いただきますようお願い致します（TEL 0772-28-9111）。

②本公園利用者の利用に支障を来さないよう調査を行ってください。また、調査の際には、本公園の管理職員の指示に従ってください。

③現地調査時間は１時間以内で実施してください。

④調査の際には、身分証明書を提示し、施設内では身分証明書又は、企業名を記載した腕章を着用してください。

⑤質問は下記６に記載する手続によることとし、現地調査での質問には答えかねます。

6　質問及び回答

募集要領等に関する質問及び回答は、次により行います。

(1) 質問の受付期間

平成27年７月13日（月）～平成27年７月24日（金）

午前９時～午後５時

(2) 質問の方法

質問書【様式２】に必要事項を記入し、電話連絡のうえＦＡＸ又は電子メールにて提出してください。

提出先：担当部局のとおり

(3) 回答

期間内に受け付けた質問及び回答は、本府ホームページにて質問の内容と回答を公開します。回答書の公開をもって、本募集要領及び参加表明書及び技術提案書等作成要領等の追加又は修正とみなします。

回答公表予定日　平成27年７月27日（月）

7　参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を表明する場合は、次の書類を提出してください。詳細は別添参加表明書及び技術提案書等作成要領（以下「作成要領」という。）を参照してください。

(1) 提出書類

①参加表明書【様式３】

②誓約書【様式４】

③業務実績報告書【様式５】

実績資料を添付すること

④京都府競争入札参加資格を証する書類等（写）及び応募事業者の参加資格を証する書類

⑤技術提案書

ア　事業計画に関する提案【様式６】

イ 各設備の性能に関する提案【様式７】
ウ 各設備の維持管理に関する提案【様式８】
⑥実施体制計画書【様式９】
資格者の資格証等の写しを添付すること
⑦見積書（任意様式）

(2) 提出期間　平成27年７月13日（月）～平成27年７月29日（水）
(3) 提出場所　担当部局のとおり
(4) 提出方法　参加表明書等は郵送又は持参で提出してください。
持参の場合は、各日午前９時から午後５時までを受付時間とします。
なお、郵便の場合は配達証明付書留郵便とし、提出期間内に必着することとします。

8　提案資格の確認

本府は、提出された参加表明書等により３に規定する参加資格要件を確認します。提案資格を満たしていることを確認した応募事業者については提案資格確認の通知、技術提案書の提出要請書を平成27年７月29日（水）までに送付します。
提案資格が認められなかった応募事業者に対しては、提案資格が認められなかったこと及びその理由を書面により通知します。通知を受けた応募事業者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。

9　提案の審査及び事業者決定

(1) 一次審査
①技術提案書の提出者が多数の場合には、一次審査（書類審査）により応募事業者を５者程度選定した後、選定された者に対して二次審査を行います。
②結果の通知
ア 審査結果は一次審査の対象となった全ての応募事業者に対し平成27年７月31日（金）までに通知を行います。
イ 選定されなかった応募事業者に対しては､選定しなかったこと及びその理由(非選定理由）を書面により通知します。通知を受けた応募事業者は、書面により非選定理由についての説明を求めることができます。

(2) 二次審査
①一次審査で選定された応募事業者は、二次審査として提案内容についてプレゼンテーションを行います。
二次審査会　平成27年８月５日（水）予定
②結果の通知
ア 審査結果は、二次審査の対象となった応募事業者に対し平成27年８月６日（木）に通知を行います。
イ 最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者として契約の締結を行うものとしますが、当該事業者との間で契約締結に至らなかった場合には、次点の事業

者と契約の締結を行います。

ウ 最も優れた提案を行ったと特定されなかった事業者に対しては、特定されなかったこと及びその理由（非特定理由）を書面により通知します。通知を受けた事業者は、書面により非特定理由についての説明を求めることができます。

10　契約の締結

本府は優先交渉権者と本府会計規則（昭和52年京都府規則第６号）に基づき、事業者の提案に基づいて、随意契約を締結します。

なお、契約保証金は契約金額の100分の10以上を納付する必要がありますが、府会計規則第159条第２項各号に該当する場合は免除します。

支払条件

(1) 前金払

請負代金額の４割以内の金額の前払いをする。

(2) 中間前金払

「京都府公共工事中間前金払制度事務取扱要領」に従い、請負代金額の２割以内の金額を中間前払金として支払う。

(3) 部分払

請負代金額が100万円以上1,000万円未満の場合は１回、1,000万円以上3,000万円未満の場合は２回、3,000万円以上の場合は３回を限度として部分払いする。

(4) 中間前金払と部分払の選択

「京都府公共工事中間前金払制度」に定めるところによる。

11　技術提案の取扱い

本プロポーザルは、高い技術力と経験を持った優れた事業者を選定するためのものであり、実際の契約においては提出された技術提案等の全てを採用できないことがあります。

12　特許権等の取扱い

提案内容に含まれる特許権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている物品、工事方法等を使用した結果発生した責任は、原則としてその提案を行った参加事業者が負うものとします。

13　失格事項

提案資格確認後、次のいずれかに該当したものは失格とします。失格となった者が提出した本プロポーザルにかかる提出書類（以下「提出書類」という。）は全て無効とするとともに、府の指名停止となることがあります。

(1) ３に掲げる参加資格を満たさないこととなった者

(2) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者

(3) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法又は記載方法等が、本募集要領、参加表

明書及び技術提案書等作成要領又は各様式に記載している留意事項に適合しなかった者

(4) その他、本募集要領に定める手続き、方法等を遵守しない者

第３　事業完了時の提出書類

事業完了時には次の資料提出が必要となります。

(1) 工事目的物引渡書：正本１部、副本１部、電子納品（CD-R）１部
- 完成工作物設備施設等一覧表
- 付属物品・予備物品一覧表
- 工事関係者連絡先
- 下請負人名簿
- 使用機材発注先名簿

(2) 完成図面（設備設計図）：原図１部、副図１部、電子納品（CD-R）１部

(3) 完成図書：正本２部、電子納品（CD-R）１部
- 機器完成図
  - 機器製作図
  - 保守指導案内書（取扱説明書も含む）
  - 機器性能試験成績書
  - 保証書
  - 施工の試験成績書
- 官公署関係届出書
  - 副本
  - 申請書の写し
  - 検査済証

(4) 工事関係書類については、別途通知します。

第４　その他

(1) 本事業において使用する言語は日本語とし、通貨単位は日本円とします。

(2) 参加表明書がその提出期限までに到達しなかった場合及び技術提案書の提案者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、技術提案書を提出することはできません。

(3) 応募に要する全ての費用は、応募事業者の負担とします。

(4) 提出された書類は返却しません。

(5) 提出された書類は、提出者に無断で、提案資格の確認及び技術提案書の特定及びその結果の公表以外の目的に使用しません。ただし、提出書類は京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第１号）に基づき公開する場合があります。

(6) 提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。

(7) 参加表明書及び技術提案書の提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加について認めません。ただし、(6)の場合を除きます。

(8) 技術提案書に記載された技術者等は、本府が特別の理由があると認めた場合を除き、

業務完了まで変更することはできません。

(9) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正な行為をした場合は、その者に対して指名停止その他の措置を講ずることがあります。

(10) 応募事業者は、意見聴取会議の評価結果に苦情を申し立てることができません。

(11) 本府が提唱する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはなりません。